

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【事業年度】	第53期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	前澤給装工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 武壽
【本店の所在の場所】	東京都目黒区鷹番二丁目13番5号
【電話番号】	03(3716)1511(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理本部長 佐藤 秀敏
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区鷹番二丁目13番5号
【電話番号】	03(3716)1511(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理本部長 佐藤 秀敏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第49期 平成17年3月	第50期 平成18年3月	第51期 平成19年3月	第52期 平成20年3月	第53期 平成21年3月
売上高(百万円)	24,850	25,017	27,841	27,203	25,097
経常利益(百万円)	3,500	3,187	3,194	2,868	2,469
当期純利益(百万円)	1,950	1,790	1,708	1,501	1,229
純資産額(百万円)	28,357	30,212	30,538	30,446	25,350
総資産額(百万円)	35,991	38,559	41,389	38,512	34,093
1株当たり純資産額(円)	1,769.86	1,885.96	1,927.81	1,952.89	2,142.99
1株当たり当期純利益(円)	119.49	109.64	107.11	95.34	80.66
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	78.79	78.35	73.78	79.06	74.36
自己資本利益率(%)	7.02	6.11	5.62	4.92	4.41
株価収益率(倍)	13.63	18.17	18.20	19.88	20.48
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,113	2,690	3,244	1,185	2,774
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	808	2,139	1,086	1,398	460
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	930	493	874	1,091	4,058
現金及び現金同等物の 期末残高(百万円)	7,846	7,953	9,280	7,986	6,110
従業員数(人)	556	611	618	584	579

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3. 第51期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第49期 平成17年3月	第50期 平成18年3月	第51期 平成19年3月	第52期 平成20年3月	第53期 平成21年3月
売上高(百万円)	24,546	24,727	27,488	26,739	24,787
経常利益(百万円)	3,524	3,180	3,133	2,874	2,447
当期純利益(百万円)	1,996	1,847	1,676	1,514	1,183
資本金(百万円)	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358
発行済株式総数(株)	16,005,600	16,005,600	16,005,600	16,005,600	16,005,600
純資産額(百万円)	28,576	30,293	30,533	30,425	25,492
総資産額(百万円)	35,854	38,244	40,979	38,168	33,937
1株当たり純資産額(円)	1,783.54	1,890.99	1,927.52	1,951.52	2,155.01
1株当たり配当額(円) (うち1株当たり中間配当額)	33.00(15.00)	38.00(20.00)	35.00(15.00)	35.00(15.00)	40.00(15.00)
1株当たり当期純利益(円)	122.38	113.23	105.10	96.22	77.66
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	79.70	79.21	74.51	79.71	75.12
自己資本利益率(%)	7.17	6.28	5.51	4.97	4.23
株価収益率(倍)	13.31	17.59	18.54	19.69	21.27
配当性向(%)	26.5	32.9	33.3	36.4	51.5
従業員数(人)	416	438	437	440	428

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第49期の1株当たり配当額33円には、特別配当金3円が含まれております。

第50期の1株当たり配当額38円には、東京証券取引所市場第一部指定の記念配当金5円、50期記念配当金3円、計8円が含まれております。

第51期の1株当たり配当額35円には、特別配当金5円が含まれております。

第53期の1株当たり配当額40円には、特別配当金5円が含まれております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 第51期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和32年1月	東京都目黒区鷹番町107番地に資本金5百万円にて、東京水道工業株式会社を設立
昭和38年4月	北海道札幌市に北海道営業所を設置
昭和40年10月	前澤給装工業株式会社に商号を変更
昭和43年1月	本社を東京都目黒区鷹番二丁目13番5号に移転
昭和43年4月	宮城県仙台市に仙台営業所を設置
昭和43年10月	埼玉県北葛飾郡幸手町(現 幸手市)に埼玉工場を設置
昭和43年11月	愛知県名古屋市に名古屋駐在所(現 名古屋営業所)を設置
昭和44年2月	福岡県福岡市に九州営業所を設置
昭和46年6月	埼玉県北葛飾郡幸手町(現 幸手市)に北関東営業所(現 埼玉営業所)を設置
昭和47年4月	埼玉工場が社団法人日本水道協会の指定検査工場に指定
昭和49年9月	大阪府大阪市に大阪営業所を設置
昭和51年4月	東京都目黒区に東京営業所を設置
昭和52年1月	新潟県新潟市に新潟出張所(現 新潟営業所)を設置
昭和54年10月	青森県青森市に青森出張所(現 青森営業所)を設置
昭和55年4月	石川県金沢市に北陸出張所(現 北陸営業所)を設置
昭和58年10月	広島県広島市に広島出張所(現 広島営業所)を設置
昭和60年5月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島駐在所(現 鹿児島営業所)を設置
昭和63年4月	愛媛県松山市に四国営業所、北海道釧路市に釧路駐在所(現 釧路営業所)を設置
昭和63年10月	前澤実業株式会社を合併
平成3年5月	静岡県静岡市に静岡営業所を設置
平成3年10月	株式を日本証券業協会に店頭登録
平成4年4月	秋田県秋田市に秋田営業所を設置
平成4年10月	東京都羽村市に東京西営業所を設置
平成6年3月	福島県安達郡白沢村(現 本宮市)に福島工場を設置
平成6年4月	千葉県千葉市に千葉営業所を設置
平成6年6月	神奈川県横浜市に横浜出張所(現 横浜営業所)を設置
平成6年10月	岡山県岡山市に岡山駐在所(現 岡山営業所)を設置
平成7年11月	京都府京都市に京都営業所を設置
平成8年3月	福島工場を増設し、架橋ポリエチレン管の製造を開始
平成8年6月	茨城県土浦市に茨城営業所を設置
平成9年3月	屋内給水設備のノウハウ構築のため、藤伸商事株式会社(現 QSOインダストリアル株式会社)に出資
平成9年11月	福島工場が品質保証国際規格「ISO9001」の認証取得
平成10年2月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
平成10年11月	釧路営業所に寒冷地実験設備を設置
平成11年7月	福島工場が日本工業規格(JIS)表示許可工場に認定
平成11年10月	熊本県熊本市に熊本出張所を設置
平成12年2月	栃木県宇都宮市に栃木営業所を設置
平成12年3月	群馬県前橋市に群馬営業所を設置
平成12年6月	大阪府大阪市に大阪物流センターを設置及び大阪支店(現 大阪営業所)を移転
平成13年4月	長崎県長崎市に長崎出張所を設置。福島工場に新型太陽光発電システム完成
平成14年1月	環境マネジメントシステム国際規格「ISO14001」の認証取得 前澤給装(南昌)有限公司を設立(中国江西省南昌市)
平成14年6月	福島工場が電気用品安全法適合性検査許可(電熱器具類)を取得
平成14年7月	福島県郡山市に福島営業所を設置
平成15年4月	岩手県盛岡市に盛岡出張所を開設
平成16年2月	QSOサービス株式会社を設立(埼玉県幸手市)
平成16年3月	埼玉工場を福島工場に統合
平成16年4月	新素材(鉛フリー銅合金)による製品の生産を開始
平成17年9月	株式を東京証券取引所市場第二部から市場第一部銘柄指定
平成18年1月	前澤給装(南昌)有限公司が品質保証国際規格「ISO9001」の認証取得
平成18年3月	福島工場にステンレス製品生産ラインを設置

3【事業の内容】

当社は、設立以来、給水装置の総合メーカーとして、水道用給水装置（各種バルブ、継手類）及び宅内給水給湯配管材料の製造・販売を行っております。施工性を重視した製品開発に力を注ぎ、量水器周りの給水装置ユニット化、架橋ポリエチレン管の自主生産による給水・給湯配管部材のユニット化、寒冷地向けユニット配管システムの開発等、「水」に係わる事業を展開しております。

当社グループは、前澤給装工業株式会社（当社）及び子会社3社（QSOインダストリアル株式会社、前澤給装（南昌）有限公司及びQSOサービス株式会社）で構成されております。

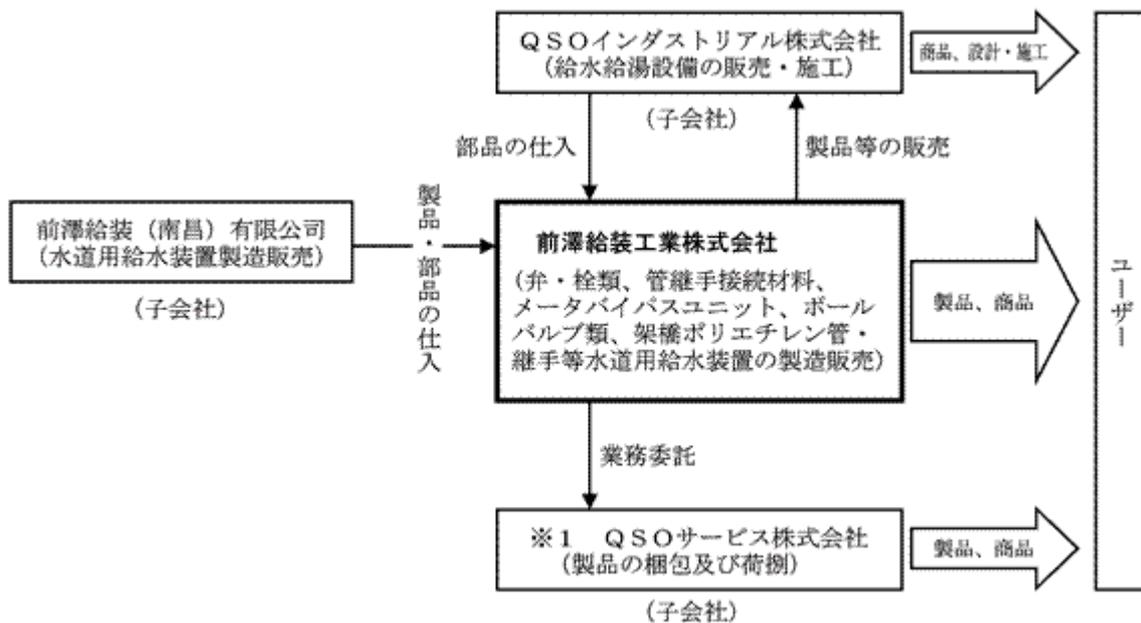
QSOインダストリアル株式会社（連結子会社）は、当社営業部門と連携して、屋内配管設備の設計・施工及び配管付属品の販売を事業内容とし、主に当社が製造する給水給湯システム（QUMEX）の施工及び販売を行っております。

前澤給装（南昌）有限公司（連結子会社）は、中国江西省南昌市に設立した当社100%出資の現地法人であり、水道用給水装置の製造販売を事業内容とし、当社が販売する製品のうち、主に標準品を中心に製造しております。

また、QSOサービス株式会社（非連結子会社）は、平成16年2月に設立した当社100%出資の子会社で、当社製品の梱包および荷捌き業務を事業内容とし、主に北関東地区における当社営業所が販売する製品を取り扱っております。

[事業系統図]

事業の系統図は次のとおりであります。



（注） 1 非連結子会社で持分法非適用会社

給水装置とは、「道路に布設されている配水管から分かれて、各家庭に引き込まれている給水管、これに取付けるてある分水栓、止水栓、量水器、給水栓（蛇口）などの器具」を指します。

4【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
QSOインダストリアル株式会社	神奈川県横浜市 港北区	(百万円) 11	給水給湯設備の 販売・施工	100.0	事業上の関係 当社製品の販売 役員の兼任等 2名
前澤給装(南昌)有限公司	中国江西省 南昌市	(百万人民元) 102	水道用給水装置 製造販売	100.0	事業上の関係 当社製品の製造販売 役員の兼任等 2名

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、水道用給水装置機材器具に関する単一事業分野において、事業活動を展開しているため、次の部門で記載しております。

部門グループ名		従業員数(人)
生産部門		273
営業部門		233
研究開発部門		33
本社部門		40
合計		579

平成21年3月31日現在

(注) 従業員数は、就業人員であり、嘱託(16人)、パートタイマー(8人)は含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

従業員数(人)	平均年令(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
428	36.4	12	5,450,767

平成21年3月31日現在

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、嘱託(16人)、パートタイマー(7人)は含んでおりません。

2. 平均年間給与(税込)は、平成20年4月から平成21年3月までの1年間に支払われた給与の1人当たりの平均であり、基準外賃金、賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の減速感が増すなか、後半には米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な景気後退から、わが国の主要なメーカーが相次ぎ生産調整を余儀なくされるなど未曾有の経済環境に直面いたしました。

当社グループの属する給水装置業界におきましては、原材料価格の高止まり、一昨年の改正建築基準法施行の影響などによる住宅投資の停滞が重なり、後半には、さらに景気後退に伴う需要の急激な落ち込みなど、かつてない厳しい事業環境となりました。

このような事業環境下、当社グループにおきましては、会社指針（Quality, Safety & Originality）『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』に基づき、「きれいな水、安全な水、おいしい水」のご提供を実現していくための事業活動を推進してまいりました。

営業面におきましては、従来にも増して情報の早期収集による販売力の強化を図り、生産面におきましては、製品の改良及び生産工程の見直しなどを実施いたしました。また、全社的なコスト削減をすすめてまいりました。

しかしながら、売上は全国的に低迷し、なかでも屋内分野の製品売上が減少し、売上高につきましては、250億97百万円となりました。利益面につきましては、原材料価格の高止まり、たな卸資産の評価基準の変更などにより、経常利益は24億69百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ18億76百万円減少し、当連結会計年度の資金は61億10百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、27億74百万円となり、前連結会計年度に比べ15億88百万円増加いたしました。

この主な要因は、仕入債務が7億44百万円の減少、法人税等の支払が11億99百万円であったものの、税金等調整前当期純利益が23億13百万円、売上債権が12億31百万円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、4億60百万円となり、前連結会計年度に比べ9億38百万円減少いたしました。

この主な要因は、投資有価証券の取得による支出が5億13百万円、有形固定資産の取得による支出が5億57百万円であったものの、有価証券の償還による収入が7億円であったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、40億58百万円となり、前連結会計年度に比べ29億67百万円増加いたしました。

この主な要因は、長期借入金による収入が20億円であったものの、配当金の支払額が5億45百万円、自己株式の取得による支出が54億25百万円であったことなどによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の水道用給水装置機材器具の生産実績を各品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	前年同期比(%)
給水バルブ (百万円)	9,926	2.1
継手 (百万円)	11,125	6.8
合計 (百万円)	21,051	4.6

- (注) 1. 給水バルブとはサドル付分水栓、止水栓、小型空気弁などであります。
2. 継手とは青銅継手(KMP継手、ろくろ継手など)、ステンレス継手(MSJ継手)、各都市型継手などあります。
3. 金額は販売価格で表示しております。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の水道用給水装置機材器具の商品仕入実績を各品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	前年同期比(%)
樹脂配管材料 (百万円)	1,123	20.1
鋳鉄配管材料 (百万円)	609	9.0
その他 (百万円)	2,474	0.9
合計 (百万円)	4,207	4.7

- (注) 1. 樹脂配管材料とは塩ビ管、塩ビ管継手、ポリエチレン管などあります。
2. 鋳鉄配管材料とは上水仕切弁、消火栓、筐類などあります。
3. その他とは他社製給水バルブ及び継手類などあります。
4. 金額は仕入価格で表示しております。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループ製品は需要予測に基づく見込生産を行っており、受注生産は行っておりません。

なお、当連結会計年度の水道用給水装置機材器具の工事受注は、次のとおりであります。

品目別	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
建築工事	118	39.1	86	26.6
合計	118	39.1	86	26.6

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の水道用給水装置機材器具の販売実績を各品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比(%)
製品		
給水バルブ (百万円)	9,570	5.7
継手 (百万円)	10,115	11.6
小計 (百万円)	19,685	8.8
商品		
樹脂配管材料 (百万円)	1,287	18.9
鋳鉄配管材料 (百万円)	670	8.1
その他 (百万円)	3,303	2.5
小計 (百万円)	5,261	3.1
工事		
建築工事 (百万円)	150	20.3
小計 (百万円)	150	20.3
合計 (百万円)	25,097	7.7

- (注) 1. 給水バルブとはサドル付分水栓、止水栓、小型空気弁などであり、
2. 継手とは青銅継手(KMP継手、ろくろ継手など)、ステンレス継手(MSJ継手)、各都市型継手などであり、
3. 樹脂配管材料とは塩ビ管、塩ビ管継手、ポリエチレン管などであり、
4. 鋳鉄配管材料とは上水仕切弁、消火栓、筐類などであり、
5. 商品(その他)とは他社製給水バルブ及び継手類などであり、
6. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
渡辺パイプ株式会社	3,098	11.4	2,779	11.1

7. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

1. お客様に喜ばれる新製品の開発に経営資源を投入するとともに、製品を適正な販売価格でお客様にご提案してまいります。
2. 原材料価格の変動による原価への影響を最小限に押えるため、生産の効率化を推進し、強固な収益構造を構築してまいります。
3. 新規事業分野である水道メータ事業における販路の拡大と収益の確保に努めてまいります。
4. 製造、販売等にかかわる各種のリスク管理体制を構築し、グループ全体の経営効率化を図ってまいります。
5. コンプライアンス経営の充実と内部統制システムの定着などにより、適正な企業価値の評価および向上を実現してまいります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会におきまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

当該買収防衛策の有効期間は、平成22年6月30日までに開催される第54期定時株主総会の終結の時までとしており、平成21年6月25日定時株主総会において当該買収防衛策に関する株主の皆様のご意思を確認させていただきましたところ、賛成多数により承認可決されました。

尚、本プランを含む会社法施行規則第127条所定の事項は以下のとおりです。

1. 基本方針等

1. 基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付行為（下記 2. (2) に定義されます。）が行われる場合において、その買付に応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、真に会社経営に参画する意思が無いにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行う買付など、企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益は、個々の従業員（特に熟練工）の経験・ノウハウに基づく高度な技術力、充実した品質管理・安全管理体制に基づく製品および製造工程の品質の確保、全国のお客様との地域に密着した営業力と信頼関係に基づくブランド力、お客様の利便性・安全性を向上させるための製品開発力、役員・従業員が一体となった経営体制、並びに仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めております。しかしながら、突然に大量買付行為がなされる場合には、かかる買付行為が当社の企業価値、企業の利益ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付行為を行なおうとする者（以下「大量買付者」といいます。）が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の当該買付行為に対する意見等の開示が、株主の皆様がその買付行為に応じるか否かの判断をするうえで、重要な判断材料になるものと考えております。また、大量買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大量買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

2. 企業価値向上のための取組み（株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み）

平成3年6月に厚生省（現厚生労働省）から『21世紀に向けた水道整備の長期目標（ふれっしゅ水道計画）』が示され、水道行政は普及から水質やサービスの向上へと大きく変化しました。

当社は『ふれっしゅ水道計画』への対応、鑄造製品の生産リードタイムの大幅な短縮を目指し、平成6年6月福島工場を完成させ、直結給水実験塔での研究・実験による新製品開発を行うとともに、最先端の鑄造生産設備、完成品の自動管理システムの導入など生産性の向上に努めてまいりました。更に、生産面では、平成15年9月には中国の江西省南昌市に海外生産拠点を移動させるとともに、平成16年には埼玉工場と福島工場の統合・再配分を実施し国内の生産体制の一元化と同時に物流体制の大幅な見直しを行い、生産性の向上に努め企業価値の向上を図ってまいりました。

製品面では、従来の埋設品に加え、平成5年に給水・給湯用さや管ヘッダーシステム“QUMEX”を発表し、屋内配管設備分野への進出を果たしました。また、平成14年に“QUMEX”製品の延長として開発された床暖房温水マットは、大手ガス会社に採用されるなど次第に需要が増加してきております。また、給水装置分野の市場拡大を目指し、水道メータの生産・販売を開始しており、今後の売り上げ増加が期待されております。

最近の水道業界・給水装置業界を取り巻く状況は、平成の大合併による広域水道事業体の誕生、公共工事予算の削減に伴う水道事業体の事業削減、材質面でも銅合金製に加えステンレス製製品・樹脂製製品の進展等を底流として、平成19年6月の建築基準法改正の影響による新設住宅着工数の急激な落ち込み、新興国経済の発展による当社主原料である銅価格の高騰、平成20年9月のリーマン・ブラザーズ証券の破綻をキッカケとした金融危機から派生した世界経済・日本経済の悪化による新設住宅着工数の低迷等、激しく変化しております。

当社は、鑄造用の金型製造、鑄造、切削加工等の高度な技術力を更に向上させ、ますます高まる利便性・軽量化・新素材対応等へのニーズに積極的に応えていくために、最新鋭加工機の導入やステンレス・樹脂等新素材への取組みを強化しており、今後もそれらの各種樹脂や金属材料に対応した金型の設計技術をはじめ、成型・鑄造・加工・組立・検査などの総合的な生産技術開発に向け投資してまいります。

当社の事業内容は景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工数、公共工事関連に依拠する部分が多く、中期経営計画の公表は行っておりません。当社は従来より、ア)効率的な生産体制の構築、イ)物流効率化による配送コストの削減、ウ)成長分野への営業強化と開発投資、を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取り組んでまいります。

当社は、近時の経営環境を踏まえ、上記に加えM&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、更に企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

また当社は、経営の効率化が図られ、かつコンプライアンスに資するとともに当社事業活動に関わるすべてのステークホルダーの皆様のご信頼が得られますようなコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めております。そして、この基本的な考え方は、当社の企業価値、企業の利益ひいては株主共同の利益の継続的な向上に貢献できるものであると考えております。

当社は、平成16年6月に経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担うこととする執行役員制度を導入いたしました。これにより、経営および業務執行に係わる意思決定と業務執行のスピードアップを図るとともに、監督機能を強化し、各々の権限と責任を明確にいたしました。

当社取締役会は、現在、取締役5名(定款上は7名以内)にて構成し、経営における基本戦略を策定し、法令で定められた重要事項を決定するとともに、執行役員の業務執行状況について報告体制を確立して、業務執行状況の監督に専念しております。執行役員は、取締役を兼務する2名を含めた10名にて担当業務の効率的な執行にあたり、定期的開催される執行役員会議において、情報の共有化と業務執行の意思統一を図っています。また、監査役会設置会社として社外監査役3名を含めた監査役4名にて監査体制を構築しております。

本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値、企業の利益ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記に記載した基本方針等に沿って導入したものであります。

2. 本プランの内容

(1)本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値、企業の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗処置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されています。)により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗処置を発動する事が適切と判

断された場合には、当該その他の対抗処置が用いられる事もあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、イ)大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ)当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従って対抗処置を機動的に実施するため、本新株予約権の発行登録を行うことがあります。
(2)本プランに基づく対抗処置の発動に係る手続

対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のイ)もしくはロ)に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対応処置の発動を検討いたします。

イ)当社が発行者である株券等*1について、保有者*2の株券等保有割合*3が20%以上となる買付け

ロ)当社が発行者である株券等*4について、公開買付け*5に係る株券等の株券等所有割合*6およびその特別関係者*7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

*1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等（有価証券とみなされる場合を含みます。）をいいます。

*2：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

*3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

*4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。において同じとします。

*5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

*6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

*7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供いただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供いただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領またはその後の追加情報受領の日の翌日より10日以内に行うこととします。

a)大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

b)大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

c)大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性並びに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）

d)大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）並びにその算定根拠等を含みます。）の概要

- e) 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- g) 大量買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- h) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に適用ある法令等および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示(以下「情報開示」といいます。)を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様等の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大量買付者に対しては、本必要情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付けに関する質問を行うことがあります。

当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の()または()の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- ()対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株券等を対象とする買付の場合には60日以内
- ()その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者等に通知するとともに株主の皆様等に情報開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、評定期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することが出来るものとし、ただし、下記に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されているか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値、企業の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗処置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置する事といたします。

独立委員会は、3名以上の委員より構成され、委員は当社取締役会が当社の社外監査役および社外有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)の中から選任するものとします。

対抗処置の発動の手続

当社取締役会が対抗処置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗処置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗処置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗処置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗処置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗処置の発動の是非を、取締役会評価期間の終了時までには判断するものとしたします。

対抗処置の発動の条件

イ)大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗処置を講じることとしたします。

ロ)大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗処置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものと認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗処置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (e) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (f) 最初の買付で全株券等の買付の申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付を行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要する恐れがある買収である場合
- (g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (i) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 -) 当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

) 当該時点で対抗処置を発動しない場合には、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することが出来ないおそれがある場合

当社取締役会による対抗処置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記 イ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗処置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗処置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要のほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗処置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗処置の実施または中止に関する決定を行うことが出来ます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(3) 本新株予約権無償割当ての概要

本新株予約権は、本新株予約権の無償割り当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することが出来ないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することが出来ます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗処置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗処置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗処置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成22年6月30日までに開催される第54期定時株主総会の終結の時までであります。当社取締役の任期は1年であり、かかる取締役の任期にあわせて本プランの有効期間も1年とするのが、株主の皆様のご意思の重視により資すると考えております。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成21年5月13日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が、当社株式を継続保有するかどうかを適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記2.(4)にて記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗処置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗処置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗処置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記2.(2)記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗処置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(2)およびに記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、上記2.(2)およびに記載したとおり、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(4)にて記載したとおり、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

4. 株主の皆様等に与える影響

(1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響等

本プランの導入時点においては、対抗処置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当の実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化すること

になります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)に記載する手続きにより、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係わる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4)本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要情報、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することが出来ませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご留意下さい。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成21年6月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 原材料市況の動向について

当社グループが取扱う製品の主要な原材料である銅を含む原材料の価格は、国際的な資源需給の変動の影響を受けます。原材料価格の上昇分が販売価格に適正に反映されない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響

を及ぼす可能性があります。

(2) 取引先の信用リスクについて

当社グループが今後販売規模を拡大していく中で、景気後退等により重要な取引先が破綻した場合には、貸倒引当金を大幅に超える貸倒損失が発生するなど、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製造物責任について

当社グループは、製品の開発、製造及び販売により、潜在的な製造物責任を負う可能性があります。当該責任によっては、重大な賠償責任を負うことも考えられ、それが経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 生産の停滞、遅延等について

当社グループの生産拠点である工場において、自然災害、火災等の要因により、生産活動の停滞、遅延等が起こった場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報処理システムについて

当社グループの生産、販売等にかかわる情報システムは、迅速な業務を遂行するために、ネットワークを利用し構築されております。今後、大規模な地震や火災等の自然災害要因により、ネットワークを含めたシステムトラブル等が発生した場合、生産、販売業務等の停滞が考えられ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特許紛争について

当社グループが研究開発を行うにあたり、定期的な特許情報の分析等による他社の研究開発動向の調査を行っておりますが、特許出願後の未公開時期等タイムラグがあるため、他社の特許に係る係争・当社製品の設計変更・新たな設備投資等が発生する可能性があります。当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 仕入先の経営について

当社グループの仕入先については早期の情報収集等を行っておりますが、景気後退等により、仕入先が破綻した場合は、生産の遅延、停滞等により販売機会の喪失等当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、環境や市場の変化に迅速に対応した、「より良い製品」を「地球環境に優しく」「安全に」を旨として、研究開発に努めております。より安全な水道水の供給を迫及した水道用給水装置、屋内給水給湯配管システム関連部材、住環境に配慮した暖房システム関連部材の開発を進めております。また、各種樹脂や金属材料に対応した金型の設計技術をはじめ、成型・鋳造・加工・組立・検査などの総合的な生産技術開発もあわせて進めております。

当連結会計年度におきましては、特に重点を置きました製品開発は、以下のとおりであります。

水道用給水装置におきましては、より安全な水道水に貢献すべく、材料と構造を迫及し、維持管理に重点をもたせた「パッキン付逆流防止弁」の開発。

屋内給水給湯配管システム関連部材におきましては、より確実な管接合を迫及した当社独自の構造を備えた樹脂製ワンタッチ式・樹脂管継手の開発。

暖房システム関連部材におきましては、環境配慮、および施工性を重視した折りたたみ式温水マットの開発。また、環境対策として製品の軽量化等々の環境への配慮を積極的に行なっております。

当社連結会計年度における研究開発費の総額は、4億19百万円であります。なお、平成21年3月31日現在における国内の産業財産権は、総数154件（うち出願中79件）であります。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

なお、損益及び資産の状況に影響を与える見積りは、過去の実績やその時点での情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りそのものに不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の概況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載されているとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されているとおりであります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、主力分野の収益を確保しつつ、水道メータ廻りのユニット品・水道メータ・宅内配管ユニットシステム等を業績へ寄与させるため、販売、生産体制を更に強化していく計画であります。また全社レベルのコスト意識を定着させると共に、製品を適正な販売価格で提供してまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載されているとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

主に、当社グループの主力分野である水道用給水装置につきましては、国内において社会インフラの整備がほぼ一巡していることや、人口が減少へ向かうことなどにより、高い成長は期待し難い状況にあります。さらに、新設住宅着工戸数の減少、原材料価格の変動等、当社グループを取巻く環境は非常に厳しい状態が続くと予想されます。

上記のような問題に対処するため、販売体制の強化、全社コストの削減、新製品の開発、品質の向上について積極的に取り組むと共に、内部統制システム、コンプライアンスプログラム、ISO9001品質マネジメントシステム、ISO14001環境マネジメントシステムを有効に活用し、企業価値の向上と、収益の拡大に努めていく所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、生産性の向上、コスト競争力の改善及び販売力強化等により当連結会計年度の設備投資は、総額4億54百万円となりました。

主な内容として、生産用金型2億8百万円の投資をいたしました。

また、当連結会計年度につきましては、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、水道用給水装置機材器具に関する単一事業分野において、事業活動を展開しているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主な設備状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業内容	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)		合計 (百万円)
					面積 (㎡)	金額 (百万円)			
本社 (東京都目黒区)	管理業務	業務統轄施設 ほか	916	-	[4,183] 5,406	1,873	59	2,849	40
福島工場 (福島県本宮市)	給水装置製品 等の製造	給水装置生産 設備	1,629	943	135,484	862	224	3,660	161
東京営業所及び 大阪営業所ほか 28営業所・ 出張所ほか	販売業務	販売設備	288	67	[4,130] 3,780	1,130	21	1,507	210
物流センター 5拠点ほか	配送業務等	配送業務用設 備等	255	48	[1,249] 13,119	1,025	14	1,344	17

(注) 1. []内数値は、賃借面積を示しております。

2. その他は、工具器具及び備品321百万円であります。

3. 物流センター5拠点ほかの中にはQSOサービス㈱(非連結子会社)へ貸与中の建物を含んでおります。

4. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量(件)	リース期間(年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
営業用車輛 (所有権移転外ファイナンス・リース及び オペレーティング・リース)	74	3~5	37	57
事務機器他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	413	4~7	38	86

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業内容	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
QSOインダストリアル 株式会社 (神奈川県横浜市港北区)	給水給湯設備 の販売・施工	管理・販売 設備	25	1	131 (860)	2	160	10

(3) 在外子会社

平成20年12月31日現在

会社名 (所在地)	事業内容	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
前澤給装(南昌)有限公司 (中国 江西省南昌市)	水道用給水装置製造販売	給水装置 生産設備	147	459	- -	41	648	141

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、今後数年間の需要予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 (所在地)	事業内容	設備の内容	投資予定 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
						着手	完了	
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置の製造	新製品等の金型製作	142	-	自己資金	平成21年4月	平成22年3月	-
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置の製造	検査機等機械設備の更新	60	-	自己資金	平成21年4月	平成22年3月	-
当社埼玉事業所 (埼玉県幸手市)	水道メータの製造	水道メータ生産ラインの整備	32	-	自己資金	平成21年4月	平成22年3月	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は算定が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,000,000
計	47,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月25日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	16,005,600	16,005,600	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100 株であります。
計	16,005,600	16,005,600	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成10年5月20日	2,667,600	16,005,600	-	3,358	-	3,711

(注) 平成10年5月20日付で1株を1.2株に株式分割いたしました。

(5)【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	25	18	55	60	2	3,451	3,611	-
所有株式数(単元)	-	28,006	201	26,992	21,436	16	83,383	160,034	2,200
所有株式数の割合 (%)	-	17.50	0.13	16.87	13.39	0.01	52.10	100.00	-

(注) 自己株式4,176,046株は、「個人その他」の欄に41,760単元及び「単元未満株式の状況」の欄に46株含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
前澤給装工業従業員持株会	東京都目黒区鷹番2-13-5	810	5.06
前澤工業株式会社	東京都中央区八重洲2-7-2	624	3.90
前澤化成工業株式会社	東京都中央区八重洲2-7-2	624	3.89
ザバンクオブニューヨークノントリーティー ジャスデック アカウント	東京都千代田区丸の内2-7-1 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	532	3.32
ユービーエス エージー ロンドン アカウ ント アイビーピー セグリゲイテッド ク ライアント アカウ	東京都品川区東品川2-3-14 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	511	3.19
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505420	東京都中央区日本橋兜町6-7 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町 証券決済業務室	490	3.06
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	400	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	382	2.38
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	350	2.18
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	288	1.79
計	-	5,012	31.32

(注) 1. 当社は自己株式4,176千株を保有しておりますが、上記大株主の状況から除いております。

2. オー・シー・エム・オポチュニティーズ・ファンド・ファイブ・エルピーから、平成21年3月6日に提出された株式等の大量保有に関する変更報告書により平成21年3月2日現在で518,400株(発行済株式総数(自己株式を含む)に対する保有株式数の割合3.24%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成21年3月31日現在における実質所有株式数が確認できませんので上記大株主の状況には含めておりません。

3. 前事業年度末現在主要株主であったエスエフピーバリュアリーアリゼーションマスターファンドは、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,176,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,827,400	118,274	-
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	16,005,600	-	-
総株主の議決権	-	118,274	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番2-13-5	4,176,000	-	4,176,000	26.09
計	-	4,176,000	-	4,176,000	26.09

(8)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第165条第2項の規定に基づく取締役会決議による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年8月7日)での決議状況 (取得期間 平成20年8月8日～平成21年3月31日)	250,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	250,000	342,417,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	157,582,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	31.5
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	31.5
区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年2月27日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月2日)	3,550,000	5,147,500,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	3,010,800	4,365,660,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	539,200	781,840,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	15.2	15.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	15.2	15.2

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年3月6日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月9日)	550,000	788,700,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	500,000	717,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	50,000	71,700,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	9.1	9.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	9.1	9.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	296	488,892
当期間における取得自己株式	37	60,199

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	4,176,046	-	4,176,083	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は株主の皆様への利益還元を、経営の重要施策として位置づけ、安定した利益配分を継続実施することを基本方針としております。

また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期末の配当につきましては、1株につき20円の普通配当に加え、1株につき5円の特別配当を実施させていただくこととなりました。これにより、年間配当金につきましては、中間配当金15円とあわせまして、40円となります。

次期につきましては、年間配当金35円を計画しております。

内部留保につきましては、生産性の向上や原価削減を目的とした設備やシステムへの投資、並びに将来の新規事業展開のための投資等に配分していく予定であります。

また、当社は個人投資家層の拡大及び株式の流動性の向上を目的とし、1単元の株式数を100株としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年11月10日 取締役会決議	233	15
平成21年6月25日 定時株主総会	295	25

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第49期 平成17年3月	第50期 平成18年3月	第51期 平成19年3月	第52期 平成20年3月	第53期 平成21年3月
最高(円)	1,645	2,495 1,890	2,040	2,240	1,994
最低(円)	1,010	1,760 1,495	1,701	1,703	890

(注) 当社株式は、平成17年9月1日付をもって東京証券取引所市場第一部へ銘柄指定となったことにより、最高・最低株価は、平成17年8月までは、東京証券取引所市場第二部、平成17年9月以降は同市場第一部におけるものです。なお、第50期の事業年度別最高・最低株価のうち、は、同市場第二部における株価になっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	1,490	1,288	1,470	1,480	1,469	1,717
最低(円)	890	1,070	1,140	1,255	1,305	1,375

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		尾崎 武壽	昭和23年4月16日生	昭和47年4月 当社入社 平成5年11月 営業部長 平成6年6月 取締役就任 平成15年6月 取締役執行役員西日本統轄支店長 就任 平成15年10月 取締役執行役員営業本部長就任 平成16年6月 代表取締役社長就任(現任) 他の会社の代表状況 平成17年2月 前澤給装(南昌)有限公司董事長 就任(現任)	(注)2	141
専務取締役	経営管理本部長 兼経営管理部長	佐藤 秀敏	昭和26年6月29日生	昭和50年4月 株式会社協和銀行 入行 平成14年4月 当社入社 平成14年6月 執行役員経営企画室長就任 平成14年10月 常務執行役員経営企画室長就任 平成15年6月 取締役常務執行役員 経営企画室長就任 平成16年6月 専務取締役執行役員 管理本部長就任 平成17年4月 専務取締役執行役員管理 本部長兼リスク統轄本部長就任 平成18年4月 専務取締役執行役員経営管理 本部長兼リスク統轄本部長就任 平成18年11月 専務取締役執行役員経営管理 本部長就任 平成19年6月 専務取締役経営管理本部長就任 平成20年8月 専務取締役経営管理本部長兼経営 管理部長就任(現任) 他の会社の代表状況 平成21年6月 QSOインダストリアル株式会社 取締役就任(現任)	(注)2	11
常務取締役	生産本部長兼 事業開発本部長	橋本 洋次	昭和19年4月8日生	昭和61年5月 当社入社 平成2年5月 埼玉工場長 平成4年6月 取締役就任 平成9年2月 常務取締役生産事業本部長兼 福島工場長就任 平成12年6月 常勤監査役就任 平成16年6月 常務取締役執行役員生産本部長就 任 平成19年6月 常務取締役生産本部長就任 平成20年6月 常務取締役生産本部長兼事業開発 本部長就任(現任) 他の会社の代表状況 平成17年2月 前澤給装(南昌)有限公司董事就 任(現任)	(注)2	23
取締役	執行役員 営業本部長	堀 俊也	昭和35年2月14日生	昭和57年4月 当社入社 平成13年10月 営業推進部長 平成15年12月 営業本部副本部長兼営業推進部長 平成16年6月 執行役員営業本部副本部長兼 営業推進部長就任 平成18年6月 取締役執行役員営業本部本部長 就任(現任)	(注)2	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 生産本部福島工場長兼庶務部長兼開発部長	山本 晴紀	昭和29年4月7日生	昭和52年4月 当社入社 平成14年5月 福島製造第一部長就任 平成16年6月 執行役員生産本部福島工場長就任 平成18年6月 上席執行役員生産本部福島工場長兼購買部長就任 平成19年1月 上席執行役員生産本部福島工場長兼購買部長兼庶務部長就任 平成19年6月 取締役執行役員生産本部福島工場長兼購買部長兼庶務部長就任 平成20年8月 取締役執行役員生産本部福島工場長兼庶務部長兼開発部長就任(現任) 他の会社の代表状況 平成17年6月 QSOサービス株式会社 取締役就任(現任)	(注)2	36
常勤監査役		兼 茂雄	昭和33年3月20日生	昭和57年4月 当社入社 平成11年1月 経理グループ課長就任 平成16年7月 執行役員管理本部経理部長就任 平成18年7月 内部監査室長就任 平成19年6月 常勤監査役就任(現任) 他の会社の代表状況 平成18年6月 QSOインダストリアル株式会社 監査役就任(現任)	(注)3	8
監査役		幣原 廣	昭和24年5月7日生	昭和57年4月 弁護士登録 平成3年10月 銀座東法律事務所開設(現任) 平成11年4月 第二東京弁護士会副会長 (~平成12年3月) 平成14年4月 日本弁護士連合会事務次長 (~平成15年3月) 平成19年6月 当社 監査役就任(現任) 平成20年8月 タマホーム株式会社 社外監査役就任(現任)	(注)3	-
監査役		武田伊佐雄	昭和19年10月6日生	昭和38年4月 札幌国税局 入局 平成12年7月 成田税務署 特別国税調査官 平成15年7月 浅草税務署 特別国税調査官 平成16年8月 税理士登録 平成16年8月 武田伊佐雄税理士事務所開業(現任) 平成19年6月 当社 監査役就任(現任)	(注)3	0
監査役		境 克己	昭和22年7月19日生	昭和46年4月 株式会社協和銀行 入行 平成11年3月 新日本グローバル株式会社 取締役営業統轄部長就任 平成18年5月 株式会社レダ 常勤監査役就任 平成19年1月 同社 退任 平成19年6月 当社 監査役就任(現任)	(注)3	0
計						234

(注)1. 監査役 幣原 廣、武田伊佐雄及び境 克己は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 平成21年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 平成19年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は11名で、取締役兼務（前掲）2名と以下の9名で構成されております。

執行役員	園部 兼久	（前澤給装（南昌）有限公司出向）
執行役員	方 泉	（事業開発本部 暖房事業部長）
執行役員	伊藤 耕一	（事業開発本部 メータ事業部長）
執行役員	谷合 祐一	（営業本部 副本部長（東京駐在） 兼東京営業所長）
執行役員	東川 浩	（営業本部 副本部長（大阪駐在） 兼大阪営業所長）
執行役員	村田 秀明	（生産本部 生産技術部長）
執行役員	黒谷 潤	（経営管理本部 内部統制室長）
執行役員	浅沼 弘二	（生産本部 福島工場 購買部長）
執行役員	前田 近	（経営管理本部 経理部長）

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性向上とコンプライアンス遵守を徹底することが企業価値の向上に資するものと認識しております。そのために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つとして位置づけております。

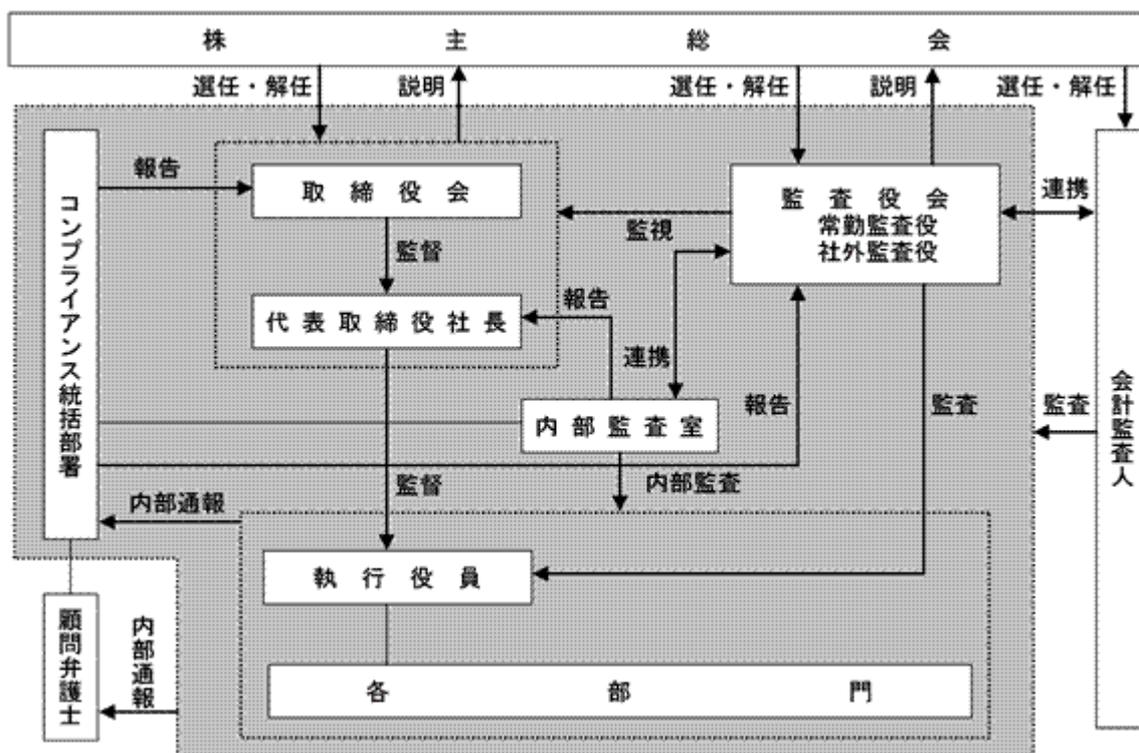
この認識のもと、当社は取締役会、監査役会を中心とした経営の監督・監視機能の強化を図り、また会計監査人による会計監査を通じて、財務情報の適正な開示を行うなど、コーポレート・ガバナンス体制の整備に努めてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

- (1) 当社は、監査役制度採用会社であり、監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成しております。監査役は、重要会議への出席等により経営を監視し、また、会計監査人および内部監査人との連携により、業務執行の監査を行っております。その活動により十分な監視・監査機能が発揮できております。
- (2) 取締役会は、取締役5名で構成しております。取締役会は原則毎月1回開催し、経営目標・経営戦略等重要な事業戦略を決定するとともに、その他の重要事項もすべて取締役会で決定されております。また、執行役員の業務報告を受け、業務執行状況の監督に重点を置いた透明性の高い経営に努めております。
- (3) 業務執行における責任体制の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。「経営の重要な決定機能および監督」と「業務執行機能」とを分離し、取締役会の迅速な意思決定と特定の事業部門ごとに責任をもつ執行役員の機動的な業務執行により、効率的な経営の実現と競争力強化を目指しております。また、経営の最高意思決定機関である取締役会の他に、取締役および執行役員で構成するリスク経営統轄会議を定期的開催し、情報の共有化と社内意思統一により、内部体制の強化・牽制を図っております。
- (4) 会計監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与状況につきましては、通常の監査に加え、会計面からみたコーポレート・ガバナンスに係る諸問題につき必要なアドバイスをいただいております。
- (5) コンプライアンス経営の更なる強化を図るべく、「コンプライアンスプログラム」を導入し、同プログラムを実施、管理および整備する統括部署を置いております。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度を設けております。

業務執行・経営監視の仕組の整備状況の模式図は、以下のとおりであります。

[コーポレート・ガバナンス体制 模式図]



3. 内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、その整備を図っております。

当社は、「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針のもと、当社の業務の適正および効率性の確保並びにリスクの管理を実施する体制の構築が重要な経営課題であると認識し、以下の各体制・事項を整備する。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、役員および従業員等がコンプライアンスプログラムを実践する。

コンプライアンスプログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。

コンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

コンプライアンスを統括・管理する部署は、コンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書(以下「文書等」という)に記録、保存し管理する。

取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ管理規程において役員および従業員等の情報セキュリティに関する行動範囲を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。

リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。

危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。

リスクを統括・管理する部署は、全社的なリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、役員および従業員等が共有する全社的な目標(経営方針)を定め、各本部長および各部署長はその目標達成のために各本部目標(本部方針)および各部署目標(部署方針)を定める。

内部牽制機能を確立するため、各本部の機能および分担を明確にし適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社関係会社においては、当社(または当社監査役)からの求めに応じ、内部監査室監査(または監査役監査)を受入れ、その報告を行う。

関係会社管理を統括する部署は、当社関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。

一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって財務報告に係る信頼性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」という)を置くものとする。

補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管本部を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については所管本部長もしくは当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および従業員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。定期的に、取締役は監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。

4. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、以下のとおり整備を図っております。

- (1) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。
- (2) 平成17年4月に施行された個人情報保護法に対応し、個人情報保護方針の策定とそれに基づく規程の整備を図るとともに、各種個人情報の取扱の重要性を従業員に徹底するなど、個人情報保護体制の整備に努めております。

5. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門につきましては、各部門から独立した内部監査室（人員2名）が担当しており、各部門の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を子会社を含め定期的を実施しております。内部監査室は、監査結果により、改善すべき点があれば被監査部門へ改善状況の報告を求めるとともに、内部管理体制の継続的な向上に資する役割を果たしております。また、監査役と内部監査室との間で定期的に会合を開催し、監査実施状況の報告など、監査役との相互連携に努めております。

監査役監査は、監査役会が定めた基準に拠り、監査を実施しております。また、会計監査人と連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

6. 会計監査の状況

会計監査についての監査契約を必ず監査法人と締結しており、監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と、当社の間には特別な利害関係はありません。

平成21年3月期において監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)	山田 眞之助	継続監査年数 3年
	阿部 博	継続監査年数 2年
(会計監査業務に係る補助者の構成)	公認会計士 2名、その他 9名	

7. 当社と当社社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役3名については、いずれも人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

8. 役員報酬の内容

平成21年3月期における取締役に対する報酬額は、総額156百万円、監査役に対する報酬額は、総額27百万円であります。

9. 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

10. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

11. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

12. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- (1) 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
- (2) 当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

13. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	60	3
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	60	3

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制の評価作業に対する助言業務についての対価であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,574	6,160
受取手形及び売掛金	11,275	10,038
有価証券	1,200	150
たな卸資産	4,385	-
商品及び製品	-	3,550
仕掛品	-	64
原材料及び貯蔵品	-	684
繰延税金資産	150	219
その他	155	123
貸倒引当金	8	7
流動資産合計	24,733	20,983
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,898	7,907
減価償却累計額	4,434	4,646
建物及び構築物(純額)	² 3,464	² 3,261
機械装置及び運搬具	7,751	7,727
減価償却累計額	5,906	6,206
機械装置及び運搬具(純額)	1,844	1,520
土地	² 5,029	² 5,030
建設仮勘定	6	11
その他	2,715	2,737
減価償却累計額	2,318	2,383
その他(純額)	396	354
有形固定資産合計	10,741	10,177
無形固定資産	255	187
投資その他の資産		
投資有価証券	¹ 1,645	¹ 1,741
長期貸付金	12	13
保険積立金	881	818
繰延税金資産	90	13
その他	186	194
貸倒引当金	34	37
投資その他の資産合計	2,781	2,745
固定資産合計	13,779	13,109
資産合計	38,512	34,093

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,432	4,680
1年内返済予定の長期借入金	2 46	2 546
未払法人税等	566	326
賞与引当金	224	217
役員賞与引当金	29	23
その他	936	689
流動負債合計	7,235	6,483
固定負債		
長期借入金	2 91	2 1,503
繰延税金負債	-	13
退職給付引当金	653	642
役員退職慰労引当金	16	19
その他	69	80
固定負債合計	830	2,259
負債合計	8,065	8,742
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金	3,711	3,711
利益剰余金	23,540	24,224
自己株式	795	6,221
株主資本合計	29,814	25,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	563	415
為替換算調整勘定	68	138
評価・換算差額等合計	632	277
純資産合計	30,446	25,350
負債純資産合計	38,512	34,093

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	27,203	25,097
売上原価	18,833	17,228
売上総利益	8,370	7,868
販売費及び一般管理費	1, 2 5,637	1, 2 5,463
営業利益	2,732	2,404
営業外収益		
受取利息	31	28
受取配当金	43	38
為替差益	5	-
保険解約返戻金	38	86
雑収入	42	29
営業外収益合計	161	182
営業外費用		
支払利息	2	4
売上割引	13	14
投資事業組合運用損	1	-
為替差損	-	91
自己株式取得手数料	3	7
雑損失	5	0
営業外費用合計	25	117
経常利益	2,868	2,469
特別利益		
前期損益修正益	3 -	3 21
固定資産売却益	4 2	4 -
貸倒引当金戻入額	13	-
特別利益合計	15	21
特別損失		
固定資産除却損	5 13	5 9
投資有価証券売却損	-	0
投資有価証券評価損	180	167
解約金	6 0	6 0
特別損失合計	193	178
税金等調整前当期純利益	2,691	2,313
法人税、住民税及び事業税	1,238	961
法人税等調整額	48	121
法人税等合計	1,189	1,083
当期純利益	1,501	1,229

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,358	3,358
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,358	3,358
資本剰余金		
前期末残高	3,711	3,711
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,711	3,711
利益剰余金		
前期末残高	22,592	23,540
当期変動額		
剰余金の配当	553	545
当期純利益	1,501	1,229
当期変動額合計	947	683
当期末残高	23,540	24,224
自己株式		
前期末残高	304	795
当期変動額		
自己株式の取得	491	5,425
当期変動額合計	491	5,425
当期末残高	795	6,221
株主資本合計		
前期末残高	29,358	29,814
当期変動額		
剰余金の配当	553	545
当期純利益	1,501	1,229
自己株式の取得	491	5,425
当期変動額合計	456	4,741
当期末残高	29,814	25,072

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,145	563
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	581	147
当期変動額合計	581	147
当期末残高	563	415
為替換算調整勘定		
前期末残高	34	68
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34	206
当期変動額合計	34	206
当期末残高	68	138
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,180	632
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	547	354
当期変動額合計	547	354
当期末残高	632	277
純資産合計		
前期末残高	30,538	30,446
当期変動額		
剰余金の配当	553	545
当期純利益	1,501	1,229
自己株式の取得	491	5,425
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	547	354
当期変動額合計	91	5,096
当期末残高	30,446	25,350

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,691	2,313
減価償却費	933	966
投資有価証券評価損益（は益）	180	167
退職給付引当金の増減額（は減少）	17	10
賞与引当金の増減額（は減少）	5	7
役員賞与引当金の増減額（は減少）	13	6
貸倒引当金の増減額（は減少）	110	1
受取利息及び受取配当金	75	66
支払利息	2	4
為替差損益（は益）	5	91
売上債権の増減額（は増加）	1,010	1,231
たな卸資産の増減額（は増加）	127	111
仕入債務の増減額（は減少）	2,363	744
未払消費税等の増減額（は減少）	72	56
その他	72	138
小計	2,536	3,910
利息及び配当金の受取額	73	69
利息の支払額	2	6
法人税等の支払額	1,420	1,199
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,185	2,774
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	88	-
定期預金の払戻による収入	-	24
有価証券の取得による支出	200	150
有価証券の償還による収入	-	700
投資有価証券の取得による支出	27	513
投資有価証券の売却による収入	21	1
有形固定資産の取得による支出	1,014	557
無形固定資産の取得による支出	76	27
無形固定資産の売却による収入	21	-
保険積立金の契約による支出	172	36
保険積立金の契約解約による収入	128	99
貸付けによる支出	-	305
貸付金の回収による収入	9	303
その他	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,398	460
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	100
短期借入金の返済による支出	-	100
長期借入れによる収入	-	2,000
長期借入金の返済による支出	46	87
配当金の支払額	553	545
自己株式の取得による支出	491	5,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,091	4,058

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	131
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,293	1,876
現金及び現金同等物の期首残高	9,280	7,986
現金及び現金同等物の期末残高	7,986	6,110

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 QSOインダストリアル株式会社 前澤給装(南昌)有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 QSOサービス株式会社</p> <p>上記非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 同左</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用会社はありません。</p> <p>なお、非連結子会社であるQSOサービス株式会社の当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。</p>	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち前澤給装(南昌)有限公司については、12月31日が決算日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成にあたっては、当該会社の決算日の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>QSOインダストリアル株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。</p>	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ. 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法</p>	<p>イ. 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>ロ．たな卸資産 商品・製品・半製品・原材料： 主として月別総平均法に基づく原価法</p> <p>仕掛品：主としてロット単位の個別法に基づく原価法</p> <p>イ．有形固定資産 (当社および国内連結子会社) 建物：定率法及び定額法 その他：定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (在外連結子会社) 所在地国の会計基準規定に基づく定額法 (会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>ロ．たな卸資産 商品・製品・半製品・原材料： 主として月別総平均法に基づく原価法 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 仕掛品：主としてロット単位の個別法に基づく原価法 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ172百万円減少しております。 イ．有形固定資産 (当社および国内連結子会社) 建物：定率法及び定額法 その他：定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (在外連結子会社) 所在地国の会計基準規定に基づく定額法</p>

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>ロ．無形固定資産 (当社および国内連結子会社) 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(在外連結子会社) 所在地国の会計基準規定に基づく定額法</p> <p>ハ．長期前払費用 定額法 なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>イ．貸倒引当金 売上債権、その他金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ．賞与引当金 従業員に対して将来支給する賞与のうち当連結会計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上するため設定したものであり、支給見込額により計上しております。</p> <p>ハ．役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。</p>	<p>ロ．無形固定資産 (当社および国内連結子会社) 同左</p> <p>(在外連結子会社) 同左</p> <p>ハ．長期前払費用 同左</p> <p>イ．貸倒引当金 同左</p> <p>ロ．賞与引当金 同左</p> <p>ハ．役員賞与引当金 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>二．退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、総合設立の厚生年金基金については、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として計上しております。また、数理計算上の差異は、それぞれ発生翌連結会計年度から各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。</p> <p>ホ．役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、当社では役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上していましたが、平成19年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を平成19年6月27日の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議し、平成19年6月27日の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件が承認可決されております。</p>	<p>二．退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、総合設立の厚生年金基金については、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として計上しております。また、過去勤務債務は、発生連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成21年4月に現行退職金制度をポイント制退職金制度に改定するとともに、適格退職年金制度を確定給付型年金制度へ移行（平成21年1月労使合意）し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。</p> <p>本移行に伴い、過去勤務債務が42百万円発生し当連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>ホ．役員退職慰労引当金</p> <p>一部の連結子会社において、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	これに伴い、同日までの役員退職慰労引当金を全額「長期未払金」に振替え、固定負債の「その他」に含めて表示しております。 この結果、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金は、連結子会社分のみとなっております。	
(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	リース物件の所有権が借主に移転すると認められたもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 消費税及び地方消費税（消費税等）の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税（消費税等）の処理方法 同 左
5 . 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっております。	同 左
6 . 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ3,226百万円、148百万円、1,010百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1. 投資有価証券のうち、非連結子会社に対するものは次のとおりであります。	1. 投資有価証券のうち、非連結子会社に対するものは次のとおりであります。
投資有価証券(株式) 30百万円	投資有価証券(株式) 30百万円
合計 30百万円	合計 30百万円
2. 担保に供している資産	2. 担保に供している資産
建物及び構築物 14百万円	建物及び構築物 13百万円
土地 123百万円	土地 123百万円
合計 138百万円	合計 137百万円
上記は、一年以内返済予定の長期借入金46百万円、長期借入金91百万円の担保に供しております。	上記は、一年以内返済予定の長期借入金46百万円、長期借入金45百万円の担保に供しております。
3. 受取手形裏書譲渡高 10百万円	3. 受取手形裏書譲渡高 9百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。
運送費 655百万円	運送費 586百万円
従業員給与手当 1,495百万円	従業員給与手当 1,475百万円
賞与引当金繰入額 148百万円	賞与引当金繰入額 141百万円
役員賞与引当金繰入額 29百万円	役員賞与引当金繰入額 23百万円
役員退職慰労引当金繰入額 10百万円	役員退職慰労引当金繰入額 3百万円
	貸倒引当金繰入額 5百万円
2. 研究開発費の総額は408百万円であり、全額一般管理費に計上しております。	2. 研究開発費の総額は419百万円であり、全額一般管理費に計上しております。
3.	3. 前期損益修正益の内容は次のとおりであります。
	過年度建物及び構築物減価償却費過大計上 18百万円
	過年度無形固定資産減価償却費過大計上 3百万円
	合計 21百万円
4. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。	4.
無形固定資産 2百万円	
5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。	5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。
建物及び構築物 3百万円	機械装置及び運搬具 2百万円
機械装置及び運搬具 7百万円	その他 7百万円
その他 2百万円	合計 9百万円
合計 13百万円	
6. 解約金は、リース解約に伴うものであります。	6. 解約金は、リース解約に伴うものであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	16,005	-	-	16,005
合計	16,005	-	-	16,005
自己株式				
普通株式	164	250	-	414
合計	164	250	-	414

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加250千株は、取締役会決議による自己株式の買受けによる増加250千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	316	20	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	236	15	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	311	利益剰余金	20	平成20年3月31日	平成20年6月27日

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	16,005	-	-	16,005
合計	16,005	-	-	16,005
自己株式				
普通株式	414	3,761	-	4,176
合計	414	3,761	-	4,176

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加3,761千株は、取締役会決議による自己株式の買受けによる増加3,760千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	311	20	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	233	15	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	295	利益剰余金	25	平成21年3月31日	平成21年6月26日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 （平成20年3月31日現在）		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 （平成21年3月31日現在）	
現金及び預金勘定	7,574 百万円	現金及び預金勘定	6,160 百万円
有価証券に含まれる現金同等物	500 百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	49 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	88 百万円	現金及び現金同等物	6,110 百万円
現金及び現金同等物	7,986 百万円		

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1.ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。			
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	8	4	3	機械装置及び運搬具	4	2	2
有形固定資産「その他」	286	164	122	有形固定資産「その他」	151	83	67
合計	295	169	125	合計	155	85	70
(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高相当額が、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左			
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年内		52百万円		1年内		29百万円	
1年超		72百万円		1年超		40百万円	
合計		125百万円		合計		70百万円	
(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左			
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失			
支払リース料		79百万円		支払リース料		52百万円	
減価償却費相当額		79百万円		減価償却費相当額		52百万円	
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左			
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料				2.オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料			
1年内		37百万円		1年内		30百万円	
1年超		26百万円		1年超		24百万円	
合計		63百万円		合計		55百万円	
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分		前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	500	500	0	500	502	1
合計		500	500	0	500	502	1

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分		前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	203	1,111	907	191	892	701
	(2)投資信託	67	105	37	67	69	1
	小計	271	1,216	944	258	961	702
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	324	322	1	180	173	6
	小計	324	322	1	180	173	6
合計		595	1,538	942	438	1,134	695

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. その他有価証券で時価のある株式について、前連結会計年度において180万円、当連結会計年度において167百万円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)	売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
21	-	-	1	-	0

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	前連結会計年度（平成20年3月31日）	当連結会計年度（平成21年3月31日）
	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）
其他有価証券		
非上場株式	76	76
債権流動化債券	200	150
譲渡性預金	500	-
合計	776	226

5. 其他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	前連結会計年度（平成20年3月31日）				当連結会計年度（平成21年3月31日）			
	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
1. 債券								
(1) 国債	500	-	-	-	-	500	-	-
(2) 社債	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) その他	200	-	-	-	150	-	-	-
2. その他	500	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,200	-	-	-	150	500	-	-

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。厚生年金基金の代行部分以外については、退職金規程に基づく退職給付総額の80%について適格退職年金制度から支給され、約15%が厚生年金基金（複数事業主制度である総合設立の全日本バルブ厚生年金基金）の加算部分から給付されるとともに、残額について当社が一時金として給付しております。</p> <p>なお、当社は上記全日本バルブ厚生年金基金には昭和62年2月設立時より加入しており、適格退職年金制度は昭和58年3月から退職給付総額の50%について採用し、平成元年3月から80%に移行しております。</p> <p>国内連結子会社は、確定給付型の退職一時金制度を設けております。なお、退職給付債務の算出にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>また、在外連結子会社は、退職金制度を採用しておりません。</p> <p>要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成19年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">18,341百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">18,049百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">291百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">8.21%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記（1）の差引額の要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高1,618百万円、剰余金1,910百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）」（企業会計基準第14号 平成19年5月15日）を適用しております。</p>	年金資産の額	18,341百万円	年金財政計算上の給付債務の額	18,049百万円	差引額	291百万円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、適格退職年金制度を平成21年4月に確定給付型年金制度（平成21年1月労使合意）へ移行しました。各制度間の給付割合といたしましては、退職金規程に基づく退職給付総額の約70%は確定給付型年金制度から、約20%が厚生年金基金（複数事業主制度である総合設立の全日本バルブ厚生年金基金）の加算部分から、残額について当社が一時金として、それぞれ給付しております。</p> <p>国内連結子会社は、確定給付型の退職一時金制度を設けております。なお、退職給付債務の算出にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>また、在外連結子会社は、退職金制度を採用しておりません。</p> <p>要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成20年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">16,415百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">19,214百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">2,799百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">8.19%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記（1）の差引額の要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高1,573百万円、剰余金1,252百万円、資産評価調整額2,477百万円であります。</p>	年金資産の額	16,415百万円	年金財政計算上の給付債務の額	19,214百万円	差引額	2,799百万円
年金資産の額	18,341百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	18,049百万円												
差引額	291百万円												
年金資産の額	16,415百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	19,214百万円												
差引額	2,799百万円												

2. 退職給付債務に関する事項

項目	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務	1,404 百万円	1,430 百万円
(2) 年金資産	800	773
小計((1)-(2))	603	657
(3) 未認識数理計算上の差異	49	55
(4) 過去勤務債務未償却	-	39
(5) 退職給付引当金	653	642

3. 退職給付費用に関する事項

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用	百万円	百万円
(1) 勤務費用	99	94
(2) 利息費用	27	27
(3) 期待運用収益(減算)	4	4
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	20	6
(5) 拠出額の費用処理額	90	88
(6) 過去勤務債務の費用処理額	-	2
(7) 退職給付費用	191	195

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

項目	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.0%	1.5%
(2) 期待運用収益率(%)	0.6%	0.6%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数		発生連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
(5) 数理計算上の差異の処理年数	それぞれ発生の翌連結会計年度から各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。	それぞれ発生年度の翌連結会計年度から各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動資産) (百万円)	(流動資産) (百万円)
賞与引当金 90	賞与引当金 87
未払事業税 44	未払事業税 25
未払社会保険料 12	未払社会保険料 11
その他 3	たな卸資産評価損 71
流動繰延税金資産合計 150	その他 22
流動繰延税金資産の純額 150	流動繰延税金資産合計 219
(固定資産)	(固定資産)
退職給付引当金損金算入限度超過額 262	退職給付引当金損金算入限度超過額 258
貸倒引当金損金算入限度超過額 13	貸倒引当金損金算入限度超過額 14
有価証券評価損 97	有価証券評価損 25
会員権評価損 16	会員権評価損 16
減損損失 36	減損損失 34
繰越欠損金 54	その他 45
その他 43	固定繰延税金資産小計 394
固定繰延税金資産小計 524	評価性引当額 114
評価性引当額 54	固定繰延税金資産合計 279
固定繰延税金資産合計 470	(固定負債)
(固定負債)	その他有価証券評価差額金 279
その他有価証券評価差額金 379	固定繰延税金負債合計 279
固定繰延税金負債合計 379	固定繰延税金負債の純額 0
固定繰延税金資産の純額 90	
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(単位：%)	(単位：%)
法定実効税率 40.2	法定実効税率 40.2
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.5	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.3	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.3
住民税均等割額 1.5	住民税均等割額 0.4
評価性引当額増減 0.9	評価性引当額増減 5.0
その他 0.4	過年度法人税等 1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.2	過年度法人税等調整額修正 1.0
	適用税率の差異 0.9
	その他 0.1
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.9

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社グループは水道用給水装置機材器具関連の製造・販売のみを行っており、単一セグメントに該当するため記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社グループは水道用給水装置機材器具関連の製造・販売のみを行っており、単一セグメントに該当するため記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

子会社等

QSOサービス株式会社については、重要性がないため記載を省略しました。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

子会社等

QSOサービス株式会社については、重要性がないため記載を省略しました。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,952円89銭	1株当たり純資産額	2,142円99銭
1株当たり当期純利益	95円34銭	1株当たり当期純利益	80円66銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,501	1,229
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,501	1,229
期中平均株式数(株)	15,744,330	15,239,784

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	46	546	1.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	91	1,503	1.4	平成23年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債 預り保証金	3	4	0.25	-
合計	141	2,053	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。なお、その他の有利子負債は、返済の期限を定めておりません。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,503	-	-	-

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	5,834	6,754	6,598	5,910
税金等調整前四半期純利益 金額(百万円)	369	702	723	518
四半期純利益金額 (百万円)	209	386	408	224
1株当たり四半期純利益金 額(円)	13.47	24.82	26.31	15.49

2【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,155	5,519
受取手形	8,299	7,481
売掛金	2,969	2,513
有価証券	1,200	150
商品	90	-
製品	2,665	-
半製品	351	-
商品及び製品	-	3,505
仕掛品	52	26
原材料	736	-
貯蔵品	38	-
原材料及び貯蔵品	-	651
前払費用	55	60
繰延税金資産	145	196
その他	119	65
貸倒引当金	7	7
流動資産合計	23,871	20,163
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,380	7,417
減価償却累計額	4,161	4,364
建物（純額）	3,219	3,053
構築物	256	259
減価償却累計額	217	223
構築物（純額）	39	35
機械及び装置	6,802	6,919
減価償却累計額	5,586	5,860
機械及び装置（純額）	1,215	1,058
車輛及び運搬具	19	19
減価償却累計額	18	18
車輛及び運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	2,624	2,652
減価償却累計額	2,271	2,331
工具、器具及び備品（純額）	352	321
土地	4,892	4,892
建設仮勘定	5	-
有形固定資産合計	9,725	9,362

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
無形固定資産		
ソフトウェア	225	163
その他	3	1
無形固定資産合計	229	164
投資その他の資産		
投資有価証券	1,594	1,695
関係会社株式	36	36
関係会社出資金	1,500	1,500
従業員長期貸付金	12	13
破産更生債権等	22	25
長期前払費用	2	12
繰延税金資産	126	-
保険積立金	881	818
その他	199	180
貸倒引当金	34	36
投資その他の資産合計	4,341	4,246
固定資産合計	14,296	13,773
資産合計	38,168	33,937
負債の部		
流動負債		
支払手形	507	531
買掛金	4,851	4,077
1年内返済予定の長期借入金	-	499
未払金	778	511
未払費用	59	56
未払法人税等	552	323
預り金	25	17
前受収益	0	0
賞与引当金	220	213
役員賞与引当金	29	23
流動負債合計	7,024	6,253
固定負債		
長期借入金	-	1,458
繰延税金負債	-	13
退職給付引当金	648	638
その他	69	80
固定負債合計	718	2,191
負債合計	7,743	8,444

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金		
資本準備金	3,711	3,711
資本剰余金合計	3,711	3,711
利益剰余金		
利益準備金	839	839
その他利益剰余金		
別途積立金	19,000	20,000
繰越利益剰余金	3,748	3,386
利益剰余金合計	23,588	24,226
自己株式	795	6,221
株主資本合計	29,862	25,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	563	417
評価・換算差額等合計	563	417
純資産合計	30,425	25,492
負債純資産合計	38,168	33,937

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		
製品売上高	22,093	20,303
商品売上高	4,646	4,484
売上高合計	26,739	24,787
売上原価		
製品及び商品期首たな卸高	2,883	2,756
当期製品製造原価	14,692	13,974
当期商品仕入高	3,794	3,733
合計	21,370	20,463
製品及び商品期末たな卸高	2,756	3,182
他勘定振替高	1 96	1 90
売上原価合計	18,518	17,190
売上総利益	8,221	7,597
販売費及び一般管理費		
販売費	3,936	3,790
一般管理費	1,546	1,516
販売費及び一般管理費合計	2, 3 5,482	2, 3 5,307
営業利益	2,738	2,289
営業外収益		
受取利息	17	16
有価証券利息	11	9
受取配当金	42	37
保険解約返戻金	38	86
雑収入	47	31
営業外収益合計	156	181
営業外費用		
支払利息	0	2
売上割引	13	14
投資事業組合運用損	1	-
自己株式取得手数料	3	7
雑損失	3	0
営業外費用合計	20	23
経常利益	2,874	2,447
特別利益		
前期損益修正益	4 -	4 21
貸倒引当金戻入額	3	-
特別利益合計	3	21
特別損失		
固定資産除却損	5 12	5 9
投資有価証券売却損	-	0
投資有価証券評価損	180	166
解約金	6 0	6 0
特別損失合計	193	177
税引前当期純利益	2,685	2,292

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
法人税、住民税及び事業税	1,209	921
法人税等調整額	39	186
法人税等合計	1,170	1,108
当期純利益	1,514	1,183

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		10,631	72.5	10,005	71.9
労務費	2	832	5.7	823	5.9
経費	3	3,193	21.8	3,090	22.2
当期総製造費用		14,657	100.0	13,919	100.0
期首半製品仕掛品たな卸高		438		404	
合計		15,096		14,323	
期末半製品仕掛品たな卸高		404		349	
当期製品製造原価		14,692		13,974	

(脚注)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1. 原価計算の方法 ロット単位の個別原価計算を採用しております。 なお、たな卸資産を標準価格等で計算し、原価差額を調整しております。 原価差額調整の内訳		1. 原価計算の方法 ロット単位の個別原価計算を採用しております。 なお、たな卸資産を標準価格等で計算し、原価差額を調整しております。 原価差額調整の内訳	
売上原価	965 百万円	売上原価	505 百万円
製品	119	製品	198
半製品	14	半製品	20
原材料	56	原材料	100
仕掛品	2	仕掛品	2
計	1,158	計	626
2. 労務費のうち、退職給付費用は52百万円、賞与引当金繰入額は60百万円であります。		2. 労務費のうち、退職給付費用は53百万円、賞与引当金繰入額は58百万円であります。	
3. 経費のうち主なものは次のとおりであります。		3. 経費のうち主なものは次のとおりであります。	
外注加工費	1,821 百万円	外注加工費	1,720 百万円
減価償却費	527	減価償却費	585

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,358	3,358
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,358	3,358
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,711	3,711
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,711	3,711
資本剰余金合計		
前期末残高	3,711	3,711
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,711	3,711
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	839	839
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	839	839
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	18,000	19,000
当期変動額		
別途積立金の積立	1,000	1,000
当期変動額合計	1,000	1,000
当期末残高	19,000	20,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,786	3,748
当期変動額		
別途積立金の積立	1,000	1,000
剰余金の配当	553	545
当期純利益	1,514	1,183
当期変動額合計	38	361
当期末残高	3,748	3,386
利益剰余金合計		
前期末残高	22,626	23,588
当期変動額		
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	553	545
当期純利益	1,514	1,183
当期変動額合計	961	638
当期末残高	23,588	24,226

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
自己株式		
前期末残高	304	795
当期変動額		
自己株式の取得	491	5,425
当期変動額合計	491	5,425
当期末残高	795	6,221
株主資本合計		
前期末残高	29,392	29,862
当期変動額		
剰余金の配当	553	545
当期純利益	1,514	1,183
自己株式の取得	491	5,425
当期変動額合計	470	4,787
当期末残高	29,862	25,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,141	563
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	578	145
当期変動額合計	578	145
当期末残高	563	417
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,141	563
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	578	145
当期変動額合計	578	145
当期末残高	563	417
純資産合計		
前期末残高	30,533	30,425
当期変動額		
剰余金の配当	553	545
当期純利益	1,514	1,183
自己株式の取得	491	5,425
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	578	145
当期変動額合計	108	4,932
当期末残高	30,425	25,492

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>子会社株式・出資金 移動平均法に基づく原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法にて算 定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法</p>	<p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式・出資金 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>商品・製品・半製品・原材料 月別総平均法に基づく原価法</p> <p>仕掛品 ロット単位の個別法に基づく原価法</p>	<p>商品・製品・半製品・原材料 月別総平均法に基づく原価法 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定して おります。</p> <p>仕掛品 ロット単位の個別法に基づく原価法 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定して おります。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関 する会計基準」(企業会計基準第9号 平 成18年7月5日公表分)を適用しており ます。これにより、営業利益、経常利益及び 税引前当期純利益は、それぞれ172百万円 減少しております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方 法	<p>有形固定資産 建 物：定率法及び定額法 その他：定率法 なお、耐用年数及び残存価額につい ては、法人税法に規定する方法と同一の 基準によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、 平成19年4月1日以降に取得した有形固定 資産について、改正後の法人税法に基づ く減価償却の方法に変更しております。 この変更による損益に与える影響は軽微 であります。</p>	<p>有形固定資産 建 物：定率法及び定額法 その他：定率法 なお、耐用年数及び残存価額につい ては、法人税法に規定する方法と同一の 基準によっております。</p>

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 定額法 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>長期前払費用 定額法 なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して将来支給する賞与のうち当期負担額を当期の費用に計上するため設定したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、総合設立の厚生年金基金については、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分額を費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成19年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を平成19年6月27日の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議し、平成19年6月27日の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件が承認可決されております。</p> <p>これに伴い、同日までの役員退職慰労引当金を全額「長期未払金」に振替え、固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、総合設立の厚生年金基金については、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として計上しております。また、過去勤務債務は、発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>確定給付型の制度として厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成21年4月に現行退職金制度をポイント制退職金制度に改定するとともに、適格退職年金制度を確定給付型年金制度（平成21年1月労使合意）へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。</p> <p>本移行に伴い、過去勤務債務が42百万円発生し当事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5)</p>

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
5.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
6.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左

【重要な会計方針の変更】

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「商品」、「製品」、「半製品」、「原材料」、「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」と一括掲載しております。なお、当事業年度に含まれる「商品」、「製品」、「半製品」、「原材料」、「貯蔵品」は、それぞれ109百万円、3,073百万円、323百万円、594百万円、57百万円であります。</p>

【注記事項】

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。			1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。		
販売費	20	百万円	販売費	16	百万円
固定資産	39	百万円	固定資産	47	百万円
その他	36	百万円	その他	26	百万円
合計	96	百万円	合計	90	百万円
2. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。			2. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。		
費目	販売費	一般管理費	費目	販売費	一般管理費
	百万円	百万円		百万円	百万円
荷造費	139	-	荷造費	131	-
運送費	648	0	運送費	580	0
従業員給与手当	1,143	284	従業員給与手当	1,143	266
福利厚生費	157	101	福利厚生費	157	91
租税公課	33	68	租税公課	27	54
リース料	331	35	リース料	323	22
交際費	47	9	交際費	45	16
減価償却費	115	113	減価償却費	114	96
退職給付費用	97	26	退職給付費用	103	24
賞与引当金繰入額	115	29	賞与引当金繰入額	112	25
役員賞与引当金繰入額	-	29	役員賞与引当金繰入額	-	23
業務委託費	408	30	業務委託費	384	28
研究開発費	-	408	研究開発費	-	419
研究開発費の主な費目別内訳は減価償却費73百万円、賞与引当金繰入額15百万円、従業員給与手当135百万円、リース料3百万円及び試験材料費64百万円であります。			研究開発費の主な費目別内訳は減価償却費82百万円、賞与引当金繰入額16百万円、従業員給与手当133百万円、リース料6百万円及び試験材料費64百万円であります。		
3. 研究開発費の総額は408百万円であり、全額一般管理費に計上しております。			3. 研究開発費の総額は419百万円であり、全額一般管理費に計上しております。		
4.			4. 前期損益修正益の内容は次のとおりであります。		
			過年度建物及び構築物減価償却費過大計上	18	百万円
			過年度無形固定資産減価償却費過大計上	3	百万円
			合計	21	百万円
5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。			5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		
建物	3	百万円	機械及び装置	2	百万円
構築物	0	百万円	工具器具及び備品	7	百万円
機械及び装置	7	百万円	合計	9	百万円
車輛及び運搬具	0	百万円			
工具器具及び備品	2	百万円			
合計	12	百万円			
6. 解約金は、リース解約に伴うものであります。			6. 解約金は、リース解約に伴うものであります。		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	164	250	-	414
合計	164	250	-	414

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加250千株は、取締役会決議による自己株式の買受けによる増加250千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	414	3,761	-	4,176
合計	414	3,761	-	4,176

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,761千株は、取締役会決議による自己株式の買受けによる増加3,760千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				1.ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。			
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車輛及び運搬具	8	4	3	車輛及び運搬具	4	2	2
工具器具及び備品	286	164	122	工具器具及び備品	151	83	67
合計	295	169	125	合計	155	85	70
(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左			
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年内		52百万円		1年内		29百万円	
1年超		72百万円		1年超		40百万円	
合計		125百万円		合計		70百万円	
(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左			
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失			
支払リース料		78百万円		支払リース料		52百万円	
減価償却費相当額		78百万円		減価償却費相当額		52百万円	
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左			
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料				2.オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料			
1年内		37百万円		1年内		30百万円	
1年超		26百万円		1年超		24百万円	
合計		63百万円		合計		54百万円	
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(流動資産) (百万円)</p> <p>賞与引当金 88</p> <p>未払事業税 43</p> <p>未払社会保険料 11</p> <p>その他 1</p> <p>流動繰延税金資産合計 145</p> <p>流動繰延税金資産の純額 145</p> <p>(固定資産)</p> <p>退職給付引当金 261</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 12</p> <p>有価証券評価損 97</p> <p>会員権評価損 16</p> <p>子会社株式評価損 46</p> <p>減損損失 34</p> <p>その他 36</p> <p>固定繰延税金資産合計 505</p> <p>(固定負債)</p> <p>その他有価証券評価差額金 379</p> <p>固定繰延税金負債合計 379</p> <p>固定繰延税金資産の純額 126</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(流動資産) (百万円)</p> <p>賞与引当金 85</p> <p>未払事業税 25</p> <p>未払社会保険料 11</p> <p>たな卸資産評価損 69</p> <p>その他 4</p> <p>流動繰延税金資産合計 196</p> <p>流動繰延税金資産の純額 196</p> <p>(固定資産)</p> <p>退職給付引当金 256</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 14</p> <p>有価証券評価損 25</p> <p>会員権評価損 16</p> <p>子会社株式評価損 46</p> <p>減損損失 31</p> <p>その他 37</p> <p>固定繰延税金資産小計 428</p> <p>評価性引当額 160</p> <p>固定繰延税金資産合計 267</p> <p>(固定負債)</p> <p>その他有価証券評価差額金 281</p> <p>固定繰延税金負債合計 281</p> <p>固定繰延税金負債の純額 13</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <p>法定実効税率 40.2</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 1.5</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.3</p> <p>住民税均等割額 1.5</p> <p>その他 0.7</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.6</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <p>法定実効税率 40.2</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 1.6</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.3</p> <p>住民税均等割額 0.4</p> <p>評価性引当額増減 7.0</p> <p>過年度法人税等 0.6</p> <p>過年度法人税等調整額修正 0.6</p> <p>その他 0.5</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.4</p>

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,951円52銭	1株当たり純資産額 2,155円01銭
1株当たり当期純利益 96円22銭	1株当たり当期純利益 77円66銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,514	1,183
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,514	1,183
期中平均株式数(株)	15,744,330	15,239,784

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	前澤化成工業株式会社	751
		前澤工業株式会社	151
		株式会社りそなホールディングス	107
		Jマテ・ホールディングス株式会社	74
		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	9
		橋本総業株式会社	9
		株式会社三井住友フィナンシャルグループ	7
		株式会社みずほフィナンシャルグループ	5
		東邦瓦斯株式会社	2
		藤村機器株式会社	2
		クリエイト株式会社	2
		東京瓦斯株式会社	1
		大阪瓦斯株式会社	1
		計	

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有 目的の 債券	第272回利付国庫債券	500
計		500	500

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他 有価証券	(投資信託受益証券) 債権流動化債券(1銘柄)	150
投資 有価証券	その他 有価証券	(投資信託受益証券) 証券投資信託受益証券(1銘柄)	69
計		130,047,570	219

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	7,380	37	-	7,417	4,364	221	3,053
構築物	256	2	-	259	223	6	35
機械及び装置	6,802	140	23	6,919	5,860	294	1,058
車輛及び運搬具	19	-	-	19	18	0	0
工具、器具及び備品	2,624	260	231	2,652	2,331	283	321
土地	4,892	0	-	4,892	-	-	4,892
建設仮勘定	5	67	73	-	-	-	-
有形固定資産計	21,981	507	328	22,160	12,798	807	9,362
無形固定資産							
ソフトウェア	406	10	80	336	172	72	163
その他	5	-	1	4	2	0	1
無形固定資産計	412	10	82	340	175	72	164
長期前払費用	3	12	1	14	2	0	12

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	メータ検定設備拡充	44 百万円
	樹脂成形設備拡充	29 百万円
工具、器具及び備品	生産用金型	208 百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	償却終了	80 百万円
--------	------	--------

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	42	14	4	8	43
賞与引当金	220	213	220	-	213
役員賞与引当金	29	23	29	-	23

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)のうち8百万円は、洗替による戻入額であり、0百万円は過年度に引当済の債権の入金による戻入額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	5
銀行預金	
当座預金	1,914
普通預金	3,592
振替口座	0
別段預金	6
小計	5,514
合計	5,519

2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
渡辺パイプ株式会社	1,309
富士機材株式会社	730
株式会社小泉	688
安田株式会社	263
扶桑建設工業株式会社	235
その他	4,253
合計	7,481

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成21年4月	1,958
5月	1,810
6月	1,638
7月	1,465
8月	600
9月以降	9
合計	7,481

3) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
富士機材株式会社	244
株式会社小泉	176
渡辺パイプ株式会社	163
株式会社日邦バルブ	61
QSOインダストリアル株式会社	50
その他	1,815
合計	2,513

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					365
2,969	26,027	26,483	2,513	91.3	38.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

4) 商品及び製品

区分	金額(百万円)
商品	
樹脂配管材料	4
鋳鉄配管材料	7
その他	97
小計	109
製品	
給水バルブ	1,412
継手	1,660
小計	3,073
半製品	
自製部分品	323
小計	323
合計	3,505

5) 仕掛品

区分	金額(百万円)
給水バルブ	21
継手	4
合計	26

6) 原材料及び貯蔵品

区分	金額(百万円)
原材料	
青銅地金	78
青銅鋳物	5
黄銅青銅部分品	193
ステンレス部分品	46
Q U M E X 部分品	152
その他	117
小計	594
貯蔵品	
発送梱包資材	12
製品カタログ	6
修理用部品	20
補助材料	13
その他	5
小計	57
合計	651

(注) 青銅地金には、切粉、スクラップ、丸棒を含んでおります。

負債の部

1) 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社テクノフレックス・トーラ	282
日之出水道機器株式会社	64
株式会社加藤製作所	52
株式会社新和機工	36
株式会社光明製作所	22
その他	73
合計	531

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成21年4月	156
5月	132
6月	125
7月	116
合計	531

2) 買掛金

相手先	金額(百万円)
株式会社阿部製作所	345
前澤化成工業株式会社	324
Jマテ.カッパープロダクツ株式会社	290
株式会社大東製作所	224
株式会社藤田製作所	197
その他	2,694
合計	4,077

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.qso.co.jp/
株主に対する特典	平成21年3月31日現在の保有株式数100株以上1,000株未満の株主に対して新潟県魚沼産こしひかり新米3kgを、保有株式数1,000株以上の株主に対して新潟県魚沼産こしひかり新米5kgを贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第52期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月26日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第53期第1四半期）（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月7日関東財務局長に提出

（第53期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月10日関東財務局長に提出

（第53期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月6日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成21年3月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成20年8月8日 至 平成20年8月31日）平成20年9月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年9月1日 至 平成20年9月30日）平成20年10月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年10月31日）平成20年11月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年11月1日 至 平成20年11月30日）平成20年12月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年12月1日 至 平成20年12月31日）平成21年1月9日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年1月31日）平成21年2月9日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年3月31日）平成21年4月10日関東財務局長に提出

(5) 変更報告書

平成21年3月13日関東財務局長に提出

平成21年3月4日に関東財務局長に提出した大量保有報告書に係る変更報告書であります。

(6) 大量保有報告書の訂正報告書

平成21年3月24日関東財務局長に提出

平成21年3月4日関東財務局長に提出した大量保有報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 博 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、前澤給装工業株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、前澤給装工業株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月25日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。